

同體緣起の構造とその意義

坂 本 幸 男

一

華嚴教學に於ける法界緣起の特徴は、重々無盡の事々無得を論ずる所にある。そしてその重々無盡に緣起してゐる關係を示したのが所謂の十玄緣起無碍門であり、その無盡緣起の究極の論理的構造を明かにしたものが實に同體緣起說である。

抑も同體緣起說は華嚴宗第二祖智儼に始まると云はれてゐるが、仔細に検討すればその萌芽は地論宗の慧遠を経て法上の十地論義疏に迄遡らしめることが出来ると思ふ。併しその完成は法藏の五教章中卷・華嚴雜章門中の法界緣起章・探玄記一卷等であるから、今は先づ法藏に中心を置いて之を見ることにしよう。

法藏は五教章に於て法界緣起を説明するに際し、證りの世界たる十佛の境界と教への立場たる普賢の境界とに分けて、前者は果分不可說に當り、後者は因分可說に當るとなし、後

者の中について法界緣起の構造を細說してゐるが、これは全く杜順說智儼撰と傳へらるる華嚴一乘十玄門の構想に基づくものである。更に法藏は可說の緣起門の中に同體異體の二門があるとなし、その理由を説明して

以諸緣起門内有三義故。一不相由義。謂自具德故。如因中不待緣等是也。二相由義。如待緣等是也。初即同體。後即異體。

と述べてゐる。同體異體を緣起門中に分つことは前掲の一乗十玄門に見られる所であるが、同體異體を分つ理由についての説明は見出せない。又智儼の弟子新羅の義湘の一乘法界圖には同體異體の名稱すら見當らない。従つて同體異體を分つ理由は法藏の見識に依るものであらう。法藏は同體と異體とを區別するために不相由と相由の二義を以つてし且つこれを緣起の因の六義に於ける不待緣と待緣との二義に當嵌めたのである。因の六義と云ふのは周知の如く、空有力不待緣、空有力待緣、空無力待緣、有有力不待緣、有有力待緣、有無力

待緣であるが、これは攝大乘論の種子の六義たる念々滅・俱有・觀因緣⁽⁵⁾・決定・如引顯⁽⁶⁾・隨逐⁽⁷⁾・隨至⁽⁸⁾・治際⁽⁹⁾を、阿梨識の種子といふ特定のものから解放して一般的緣起の因に適用的ために工夫せられたものである。現存の文獻としては智儼二十七歳の時の著作と傳へらるる搜玄記が最初であるが、恐らく攝論宗の人人によつて考案せられたものを智儼が繼承したものではなからうか。そしてそれを更に整備したのが法藏の緣起因門六義法である。法藏は緣起因門六義法の中で、緣起甚深を明かす阿毘達磨雜集論の

(一)自種有故不⁽¹⁰⁾從⁽¹¹⁾他。(二)待⁽¹²⁾象緣⁽¹³⁾故非⁽¹⁴⁾自作。(三)無⁽¹⁵⁾作用故不⁽¹⁶⁾共生。(四)有⁽¹⁷⁾功能⁽¹⁸⁾故非⁽¹⁹⁾無因⁽²⁰⁾。

の文と、緣起深觀を説く十地經論の

(一)因不⁽²¹⁾生緣生故。(二)緣不⁽²²⁾生自因生故。(三)不⁽²³⁾共生⁽²⁴⁾無知者⁽²⁵⁾故作時不⁽²⁶⁾住故。(四)不⁽²⁷⁾無因⁽²⁸⁾隨緣有故。

の文とを援用して之は因と緣とが互に全奪して緣起の勝徳を現はすものとし、前掲の因の六義にも此の因緣全奪の論理が成り立つてゐると見るのである。即ち雜集論及び十地論の四句はそれぞれ(一)自作(二)他作(三)共作(四)無因作を否定したものであるが、此れは阿含經以來、緣起を説明する際に數々用いられた手法である。即ち「老死⁽¹⁰⁾は自作にも非ず他作にも非ずして、生を緣としてのみ老死あり」といふが如き類である。その場合、阿含經に於ては自作・他作・無因作等が宿作因

(pubbe kata hetu)・自在變化因 (issara nimāna hetu)・無因無緣論 (ahetu appaccaya) 等に當ると想定し、それ等を否定することによつて緣起の立場を明かにしようとしたのであつたが、今雜集論は阿頼耶識中の種子の構造を分析し、十地論は因緣相資の關係を分析して、其處に非自作等の四句を成立せしめて緣起を論證しようとしたのである。即ち阿含經等に於ては非自作等の四句は外に向つて他學派の思想を否定して緣起思想を成立せしめるために用ひられたのであるが、十地論等に於ては内に向つて緣起自身の構造が此の四句によつて成り立つてゐることを明かにすることに役立つたのである。この外から内へと百八十度轉廻するために媒介の役目を果したものは實に中論の⁽¹¹⁾

衆緣所生法。是則不⁽¹²⁾即⁽¹³⁾因。亦復不⁽¹⁴⁾異⁽¹⁵⁾因。非⁽¹⁶⁾斷亦非⁽¹⁷⁾常
pratīya yad yad bhavati na hi tāvat tad-eva tat/ na ca-
anyad api tat tat tasmān na ucciniham nāpi śāsvatam//
如何なるものでも何かに緣つて存在するものは、實にその限り何
かと同一ではなく、又別異でもない。それ故に斷でもなく亦常で
もない。

の偈であつて、そのことは十地論自から告白する所である。
「不⁽¹⁸⁾即⁽¹⁹⁾因」即ち「何かと同一ではない」といふことから前
掲の十地論の「因不生緣生故」が成立し、「不⁽²⁰⁾異⁽²¹⁾因」即ち
「別異でもない」といふことから「緣不生自因生故」が成立

するのである。茲に因が縁を奪ひ、或は逆に縁が因を奪ふといふ因縁全奪の論理の成立が見られるのである。即ち因縁全奪の論理を用ひて、因縁相資の縁起の構造の中に非自作と非他作が成立することを明かにしたのである。

では此の非自作等の四句と因の六義とは如何なる關係に在ることになるであらうか。それを見る前に種子の六義から如何にして因の六義が導き出されたかを尋ねて見よう。五教章に依れば(一)刹那滅(念念滅)の義とはその刹那滅無常といふ事が無自性即ち空を顯し、此の滅に由つて果が生ずる點が有力であり、然かも此の謝滅は緣力に由らないといふ點で不待緣である。斯くて空有力不待緣の義が成立する。(二)俱有の義とは因と果とが俱有することによつて因が成立するといふことはその因の不有を顯はすことになるからそれが空であり、俱の故に能く有を成立せしめるから有力であり、俱の故に孤に非らざる點が待緣、即ち空有力待緣となる。(三)待衆緣(觀因縁)の義とは衆緣を待つて成立するものは自性の無いもの即ち空である、縁を待つが故に因不生緣生故の義が成立するから無力であり、衆緣を待つから待緣、即ち空無力待緣となる。(四)決定の義とは因と果との性質が不改であるといふことは有であり、因が果を生ずる點が有力であり、然かも不改といふことは自からに具する德に由り緣力に由るのではないから不待緣、即ち有有力不待緣である。(五)引自果の義とは因の

果を引現する點で有であり、縁の果を生ずるのではないから因の有力が成立し、縁を藉らねば自の果を引くことが出来ないから待緣、即ち有有力待緣である。(六)恒隨轉(隨逐至三治際)の義とは種子は阿頼耶識に隨つて一類に相續するから有であり、縁の制約を受けずに濟まされない點で無力となり、それは同時に待緣であり即ち有無力待緣となるのである。

右の如くして種子の六義から因の六義が導き出されたのであるが、此の六義の中、恒隨轉の有無力待緣と待衆緣の空無力待緣とは、因無力待緣を因の體の空有によつて二つに開いたものに他ならないから、兩者を因無力待緣に統一することが可能である。因は無力であるから因自からが生ずることは出来ない即ち因不生である。縁を待つから縁が生ずるといふことになり、かくて因不生緣生故即ち非自作の義が成立することになる。斯くの如く刹那滅の空有力不待緣と決定の有有力不待緣とは因有力不待緣に歸着して緣不生自因生故即ち非他作の義が成立し、俱有の空有力待緣と引自果の有有力待緣とは因有力待緣に統一せられる。因が有力であり且つ縁を待つといふのは共生の義の如く思はれるが、共生とは因と縁とが各々少分の力を出し合つて果を生ずるといふ意味である。併し少分を幾ら集めても全體とはならないから果を生ずることとは出来ない。従つて共生の義は成立しない。即ち不共生で

あり非共作である。五教章は此の關係を「資發」といふ言葉で表現してゐる。以上因の有力待縁・無力待縁・有力不待縁の外に理論としては無力不待縁の義が考へられるが因の無力不待縁からは果は生じない。これ因の六義中に無力不待縁が説かれない所以である。換言すれば無因生の義は成立しないといふ意味である。従つて前述の因の六義即ち三句を肯定する處に非無因作が自から成立することになる譯である。斯くて因の六義に非自作等の四句が成立したのであるが、この四句の成立といふことは同時に六義が縁起するものの基本的構造を爲してゐることを物語るものである。といふ譯は、六義は體の空有と用の有力無力と待縁不待縁との三義に攝束されるが、體の空有によつて相即門が成立し、用の有力無力によつて相入門が成立し、待縁不待縁によつて同體異體門が成立し、此の三門によつて無盡縁起が究竟することになるからである。智儼は因の六義を説き又十地論の四不生句を述べながら、此の兩者を組み合せて縁起の構造を明かにする迄には至らず、法藏に來つてその完成を見たのである。

二

法藏は法界縁起章に於て、法界が縁起無礙なる理由として縁起相由・法性融通・縁性雙顯・理事分無の四門を擧げ、探玄記卷第一には無量の因縁あるも具さに陳べ難きが故に略し

て十類を提ぐとて縁起相由故法性融通故各唯心現故如幻不實故大小無定故無限因生故果德圓極故勝通自在故三昧大用故難思解脫故の十故を述べたが兩者とも縁起相由の一門を解説したのみで終つた。法藏は又華嚴指歸¹³に於て法相圓融の所因十故を示して居るが、探玄記の十故中の果德圓極故を如夢現故に代へたに過ぎない。併し十故の各々について簡單な解説を附してゐるのでその概要を知ることが出来る。

以上十故中、何れの一故に依つても事々無礙圓融することが可能であるが、就中最も論理的に構成せられてゐるのは縁起相由の構造であり、しかも法界縁起章より探玄記の方がより一層整つてゐる。それによると(一)諸縁各異義(二)互遍相資義(三)俱存無礙義(四)異門相入義(五)異體相即義(六)體用雙融義(七)同體相入義(八)同體相即義(九)俱存無礙義(十)同異圓備義の十義より構成せられ、何れの一を缺くも縁起は成立しないとされてゐる。

抑も縁起を考察するに當つて、先づ縁起する諸縁と縁起の果とが一往概念的に區別せられる。勿論兩者の區別は飽迄概念上のことで具體的に之を區別することは出来ない。そして縁起する諸縁は縁起の果に對して時間的に先行するのではなくて論理上のみ先行するのである。そこで縁起する諸縁から考察を進めよう。諸縁が果を成立せしめるに當つて、他の縁を待つて果を成立せしめると見られる場合と、それ自身に

徳を具してゐるために他の縁を待たないで縁起の果を成立せしめると見る場合との二つの場合がある。前者を待縁或は相由といひ、後者を不待縁或は不相由と名ける。待縁とは縁を待つといふ意味であるから、その縁となる諸法は各各自己の地位を守つて體も用も各別でなければならぬ。何となれば若しもそれ等の諸法が各別でなければ、諸の縁は雜亂して縁としての本來の意義を失ひその結果縁起が成立しなくなるからである。此の諸法が各各自己の地位を守るといふ點が第一の諸縁各異義であり、斯かる立場を異體門と名けるのである。次に不待縁とは前述の如く諸法は一面に於ては各各自己の地位を守つて互に自己を他者と區別するけれども、併しそれ等諸法は孤立的に存在するものではなく、必ず一は多に遍じ多は一を資けて以つて其の存立を完ふするものである。しかもその際一個の縁に餘他の一切の縁を具有してゐなければ此の一個の縁が一切の縁に遍ねく資應することは不可能である。然るに若しも一個の縁が一切の縁に資應しないならば縁起は成立しない。従つて縁起が成り立つ限りに於ては一個の縁が一切の縁を具有してゐなければならぬことになる。此の一個の縁の中に一切の縁が具有せられる點を捉へて同體といひ、此の一個の縁が一切の縁に資應する點を第二の互遍相資義と名けるのである。又此の同體門と異體門とは同一縁起の二方面であつて不離の關係に在るのである。即ち若しも異

體門がなければ諸縁は雜亂して縁起は成立しないし、若しも又同體門が無ければ諸縁は相資することが出来ないから、従つて亦縁起が成立しない。故に苟しくも縁起が成立する限りに於ては諸縁が必ず各各自己の地位を守つて雜亂せざるることによつてのみ、諸縁は各各一切の縁に資應することが可能となるのであり、斯くて同體異體が俱に存立することが出来るのである。これが第三の同體異體の俱存無礙義である。以上に依つても明かな如く、縁起相由門に於ては一事法に多の事法を具有する所を、換言すれば多は一を以つて自體となす所を同體と名けてゐるのである。

尙茲で注意すべきことは、斯かる同體は不待縁・不相由によつて説かれたにも拘らず、何故に縁起相由門の中に同體が説かれるかといふことである。高麗の均如（天祐十四年—開寶六年）は釋華嚴教分記圓通鈔卷第八（十三丁）に此の問題に觸れて三説を擧げてゐる。第一は相由の中に義の相由と體の相由とがあり、體の相由に約せば同體は不相由であるけれども、義の相由に約せば同體にも亦相由の義があり得るといふのである。第二は縁起相由とは法性融通門に對して事相の縁起の中に於て論ずるから縁起相由といふのであり、従つて此の縁起相由門の中で不相由に依る同體と相由に依る異體を論じてさしつかえが無いといふのである。第三は均如の説で、同體とは一の中に自ら十徳を具し、餘の九に望めて之れ

と相由するに非らざるが故に不相由と云ふのであるが、然し自らの所具の十徳の中には相由の義があるから、相由門の中に在ることが出来るといふのである。

右は謂はば緣起門の同體或は事相同體とも云ふべきものであるが、これに對して眞性門の同體或は理性同體とも名けられるものがある。それは法性融通門に於ける同體である。

三

法界が圓融無礙なる理由として探玄記は十故を挙げたが、その第二が法性融通故である。前述の如く第一の緣起相由といふのは、すべての存在は一と多とが互に緣となり相ひ由つて成立してゐるといふ意味であつた。即ち全法界の諸法は一木一草と雖も全く性徳を具有してゐるから、一面に於いてそれぞれ差別相を有しながらも、一と多、大と小等悉く統一態となつて相ひ離るること無く、從つて若し一有れば一切があり、若し一無ければ一切が無く、斯くて全法界を收めて一緣起と見る立場である。これに對して法性融通とは緣起相由が緣起する諸法を彼此相ひ望めて能成所成を論ずるのとその趣を異にして、緣起する諸法の所依たる理性が融通するといふ觀點に立つて、能依の諸法が互に圓融することを論證しようとするものである。即ち唯單に有限にして差別する事法のみを切り離して考へれば、それ等は互に相ひ障礙して圓融自在

なることは不可能であり、又若し唯無限にして無性平等なる理體のみについて見れば、無性平等なる理體の圓融自在といふことは成立しない。そこで無限の理體を媒介として有限の事法の圓融自在なることを論證しようとするのが法性融通である。

然らばその法性が融通するといふことは、如何にして可能であらうか。これについては次の如く答へられるであらう。即ち有限の一個の事はその中に無限なる理を攝し盡してゐなければならぬ。何故ならば若し攝し盡してゐないならば、一個の理、二個の理乃至多個の理があることになつて、無限にして無性平等なりと云はれる理が有限有差別のものとなるといふ矛盾に陥るからである。從つて苟しくも理が飽くまで無限であることを要求するならば、無限なる理は有限なる事の中に攝し盡されなければならないことになる。斯くて有限なる一個の事は無限なる理を自己の中に攝し盡くすことが出来たのであるが、その際その事は自己以外の他のすべての多個の事をもその所依たる理に隨へて自己の中に攝し盡さなければならぬ。何故かといへば、若し一個の事の中に自己以外の他の多個の事即ち一切法を攝し盡くさないとするならば、既に一個の事が理の全體を攝し盡してゐる限り、他の諸法は理の外に存在するといふことにならなければならないからである。然るに若しも理を離れて法が存在することを認め

るならば、斯かる法は緣起の事法ではなくて、それは自性的存在としての事法であるか、それとも言葉のみあつてそれに對應する何等の内容を持たない兎の角の如き虚無かである。従つて苟しくも緣起法たる限り、理を離れて存在することは許されない。故に理に異ならない一個の事はその理を自己の中に攝し盡くす時、理に異ならない餘他の多個の事法をその所依たる理に隨へて必ず自己の中に攝し盡くすることになる、即ち一緣は理を媒介として自己に一切の縁を具有することになるのであつて、これが所謂の理性同體或は眞性門の同體と稱せられるものである。

以上は法性融通の構造の概要であるが、これに由つて見ると、法性融通は三乗の如來藏緣起にその思想的源を發してゐると考へられるが、併しながら如來藏緣起と法性融通とは勿論同じではない。即ち如來藏緣起に於ては、事について之を見るに譬へば識とは了別するもの、色とは質礙あるもの、といふ工合に事相宛然として其の間に嚴然たる差別を有し互に融通すること無く、又理といへば平等の眞如のみを指すのである。従つて如來藏緣起に於ては事と理とが互に相即相融して相ひ妨礙することが無いといつても、他面に於いて事の義は理の義に非ず、理の義は事の義に非ざる状態である。故に若しも理を廢すれば但、事のみがあり、而かもその事は一向に融即しない事であるから事の中には何等の自在もあり得な

い。これに反して法性融通に在つては理即事、事即理であり、理中の事と事中の理とが相即相入して理と事とは不二となりつつも而かも尙、理と事との間に混亂を來すことは無い。斯くの如く理と事との間に相即相入を論ずるのみならず、更に進んでは事と事との間にも相即相入が可能である。即ち若し一個の事を捉へて言へばその一個の事の中に餘他の一切の事が攝し盡され、又若しも一個の事が無ければ餘他の一切の事が無いのである。従つて心を以つて言へば一切法はすべて心となり、若し色を以つて言へば一切法が盡く色とならざること無き關係である⁽¹⁶⁾。斯くて法性融通に依つて事と理、事と事とが圓融無碍となるといふことは、杜順の法界觀門中の周徧含容觀にその思想的淵源を求めることが出来る。

四

法界緣起の構造の中、同體異體は緣起の本法について説かれることであるが、緣起の本法を緣起の果に望ましめた時に、相即相入の關係が成立するのである。相即相入は或は即門中門・相是相在・相攝相資・形奪依持等とも呼ばれることがあり、即入の二門は智儼以前に已に杜順の法界觀門中にも見出され、又慧明禪師の詳玄賦等にも説かれてゐたと言はれてゐる。併し相即相入の明確な定義を下し、且つこれを組織的に説いたのは法藏が始めであらう。

法藏は探玄記卷第五に於いて相即相入に關する二種の定義を擧げてゐる。第一は「一には體に約するに空有の義有るが故に相即することを得るなり。二には用に約するに有力・無力の義有るが故に相入することを得るなり」で、第二は「一には縁を壞せざるが故に相入し、二には縁の相が盡くるが故に相即するなり」である。そして此の二種の相即相入は同體異體の各各にあつて圓融無碍自在となるといふのである。第一は縁起門に於ける相即相入の定義で、周知の所であるが、第二は眞性門に於ける定義で、一般には餘り用ひられない。縁起門に於ける相即相入の理由は五教章と法界縁起章及び探玄記とでは説明の上に多少の相違が見られるが、要約すれば次の如くなるであらう。即ち諸の縁が互に相由つて縁起の果を成ぜしむる時、その縁となる諸法を縁起の果に對せしめた場合にのみ諸法の自體の空有の義に依つて相即が成立し、力の有無の義に依つて相入が成立するのである。最初に掲げた十地論の縁起に關する四不生句の「因不生縁生故」といふのは、因は果を生じないで縁が果を生ずるといふ意味であつて、因を縁起の果に望ましめた場合に、因は全無力であり縁が全有力であることを顯はしてゐる。「縁不生自因生故」は縁は果を生じないで因が果を生ずるといふ意味であつて、縁を果に望ましめた場合縁は全無力であり因が全有力であることを顯はしてゐる。又若しも因と縁とが同時に全有力であれ

ば因の果及び縁の果が生ずることになり、本來一であるべき縁起の果が多數あるといふ不合理に陷る。故に同時に全有力となることはあり得ない。反對に同時に全無力とならば縁起の果は生じないから、これも許されない。従つて縁起は必ず全有力と全無力とが相互に依持しなければ成立しない。故に因が全有力の場合は縁は必ず全無力となり、しかも因が全有力なるが故に他者たる縁を攝し、縁が全無力なるが故に縁は他者たる因に入り、斯くて遂に縁力の凡べてを擧げて因力に歸することである。同様にして逆に因力の凡べてを擧げて縁力に歸することも可能であつて、茲に相入の義が成り立つのである。次に因と縁とが相由つて果を生ずるとき、若しも縁が無ければ因は果を生ずることを得ない。そして因が果を生ずることが出来なければ、因は之を因と名けることは出来ない。何故かといへば果に對してこそ因は因たることが可能であるのにその果が成立しないために因も亦成立しないことになるからである。故に因が因として成立するのは全く縁に依ると言はねばならない。斯くの如く縁が因に對して活殺與奪の權を握るとき縁は有となり因は空となるのである。従つてその時は縁は因を攝せずといふことなく、因は縁に攝せられずといふこと無き關係に在るのである。因は縁に攝せらるるが故に己を廢して縁に同じ、縁は因を攝するが故に因を己に同ぜしめるのである。此れと同じ關係が縁を中心として見た

ときにも成立する。そして又因と縁とが同時に有或は空となり得ないことは有力無力の場合と同様である。斯くて相即の義が成り立つのである。

次に眞性門の相即相入について見よう。法藏は華嚴經光明覺品の「一中解無量。無量中解一。展轉生非實。智者無所畏」の偈を解釋するに當つて、此の「一中解無量」といふのは相容門即ち相入門であるが、その相入する理由として擧げられてゐる經文の「展轉生」を緣起門に當て「非實」を眞性門に配して相即相入を論じ、又前者を異體門に、後者を同體門に配釋してゐる。眞性門の相即相入とは

二非實故者亦二門。一相即義。謂非實一故能攝多。多非實多故能即一。又多非實多故能攝一。一非實一故故即多。又即多之一非一。即一之多非多。何以故。以不實故。又即多之一方名一。即一之多乃名多。何以故。是不實一故。多亦爾。又是亦一亦不一。亦多亦不多。何以故。不實故具二義。又非一非不一。非多非不多。何以故。不實故絕二相也。思之。

二相容門者。謂一事是不實。以無性故。無性眞理既無分限。是故於一事上觀無性時。無不圓盡法界眞如。若觀一少事無自性時。不得圓盡法界眞一者。即眞如有分限。便同有爲。是故一事無性即攝眞盡。攝眞盡時餘一切法即不礙存。而即眞故。同理俱在二事中。現。多中亦爾。准之。又由俱不壞本事故。不是相即門也。由不實之事攝眞理故。得相入也。

同證緣起の構造とその意義(坂本)

と説かれるものである。一或は多は緣起の法であるから依他性であり、從つてそれは無自性空なものでなければならぬ。その無自性空の點を茲に非實と稱してゐるのである。そしてその無自性空はやがて眞如法性の理に連なるものである。故に眞性門或は理性門の相即相入と説かれるのである。

此の眞性門に於ては「緣相盡故」と「不壞緣故」とを理由として相即相入が説かれたのであり、前の緣起門に於ては空有の義と有力無力の義とに依つて相即相入が説かれたのであつたが、今この相即相入の理由を眞性門と緣起門と互に入れ代へても相即相入は可能であらうか。均如はこれを認めて次の如く説明してゐる。即ち眞性門に於て、一が能攝となるとき則ち一は有にして多は空なり。多が能攝となるときは多が有にして一は空なり。力用についても同様である。これに對して緣起門に於ては、入門のときは則ち一位を動ぜずして一切を攝するが故に即ち是れは不壞緣の故に相入し、即門のときは則ち位を動じて相即するが故に即ち是れ緣相盡の故に相即する、といふのである。

尙、文超はその特長を捉へて「法性融通門は是れ相即、緣起相由門は是れ相入」と述べたと傳へられてゐる。

以上述べた緣起相由門と法性融通門に於ける同體異體の上に相即相入を論ずることによつて、圓融無碍たることが可能なのであるが、更にこれを重重無盡に無碍たらしむるには、

更に異體門の相即相入を同體門に入れて論ずることが必要である。⁽²⁷⁾五教章はこれを次の如く述べてゐる。即ち

問爲但攝_二自一門中無盡重_レ重耶。爲_二亦攝_二餘異門無盡_二耶。答或俱攝。或但攝_二自無盡_二。何以故。若無_二自一門中無盡_二。餘一切門中無盡皆悉不_レ成故。是故初門同體即攝_二同異二門中無盡無盡無盡無盡無盡無盡無盡無盡無盡無盡無盡。窮其圓極法界。無不_二攝盡_二耳。と。これによつて見ると同體緣起は重々無盡の法界緣起の中心をなすものであることが判るが、更にその點を明白に示したものは、右に續いて述べられた

或は但自の同體の一門の中の無盡のみを攝す。何を以つての故なりや。餘の異門は虚空の如くなるが故にと、相ひ知らざるが故にと、自から具足するが故にとにて更に攝すべきものなければなり

の文である。

- 1 高麗均如說釋華嚴教分記圓通鈔卷第八（七丁）。
- 2 「宮本博士還曆記念論文集」所收の拙稿「同體緣起思想の成立經過について」参照。
- 3 五教章中卷十五丁右。
- 4 同上、十丁左。
- 5 眞諦譯、攝大乘論釋卷第二（大正三一卷一六五頁中下）。
- 6 搜玄記卷第三下（大正三五卷六六頁上）五十要問答卷下（大正四五卷五三一頁中）孔目章卷第一（大正四五卷五四四頁下）等。

7 五教章中卷十一丁右。

- 8 雜集論卷第四（大正三一卷七一二頁下）。
- 9 十地經論卷第八（大正二六卷一七〇頁中）の文の取意。
- 10 雜阿含經卷第十二（大正二卷八一頁上）S. 2. 12. 6 尚拙稿「緣起觀展開の契機」（哲學雜誌六六卷七〇九號）参照。
- 11 十地經論卷第八（大正二六卷一六六頁下）所引。尙中論卷第三（大正三〇卷二四頁上）には「若法從緣生。不_レ即不_レ異因。是故名_二實相。不斷亦不常_二」とあり。
- 12 中卷十丁左。
- 13 同二十三丁右。

- 14 探玄記卷第五（大正三五卷二〇三頁下）。
 - 15 釋華嚴教分記圓通鈔卷第九（六丁）。
 - 16 華嚴經指歸（大正四五卷五九四頁下）華嚴玄談七卷一丁。
 - 17 華嚴問答卷上（大正四五卷五九八頁中）。
 - 18 釋華嚴教分記圓通鈔卷第八（十四丁右）。
 - 19 同上、七丁右。
 - 20 大正三五卷二〇三頁下。
 - 21 五教章中卷十五丁。
 - 22 探玄記第一（大正三五卷一二四頁中）。
 - 23 華嚴經卷第五（大正九卷四二三頁上）。
 - 24 探玄記卷第四（大正三五卷一七四頁中）。
 - 25 釋華嚴教分記圓通鈔卷第九（六丁左）。
 - 26 同上。
 - 27 五教章中卷二十丁右。
- （文部省科學助成金による「佛教の根本眞理の研究」中の「法界緣起の歴史的形成」の一部）